

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：32623

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590116

研究課題名（和文）養介護施設従事者の虐待予防や再発防止につながる人材育成プログラムモデルの構築

研究課題名（英文）Construction of the personnel training program model about elder abuse prevention by the care staff and recurrent prevention

研究代表者

吉田 輝美（YOSHIDA, TERUMI）

昭和女子大学・生活機構研究科・准教授

研究者番号：90517153

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）： 養介護施設従事者が高齢者虐待を防止するために必要としていることは、組織で発生した高齢者虐待を職員個人の問題にしないこと、働きやすくなる労働環境のための人員増、職場全体の研修により職員相互機能を働かせていく環境を創りあげていくことが明らかとなった。そのための研修方法として、受動的な学びから能動的な学習が有効的であることが、本研究から明らかとなった。今後の課題は、ケースメソッドによる高齢者虐待防止研修を行う実践者養成である。

研究成果の概要（英文）：The care staff may think that elder abuse is necessary to prevent it. It is to fix the environment of the workplace. Specifically, it is to perform a thing, the training to increase a thing, the workers who do not make a personal problem in the workplace. The training has good learning that is more active than passive learning. The future problem is upbringing of the leader conducting the prevention of elderly abuse training by a case method.

研究分野：高齢者福祉

キーワード：高齢者虐待 ケースメソッド研修 感情労働 不適切なケア コミュニケーション 介護人材育成 人権

1. 研究開始当初の背景

2006年4月施行の「高齢者虐待防止法」では、高齢者が他者からの不適切な扱いにより高齢者の権利や利益が侵害されたり、生活が損なわれるような状態にされ生命や健康に支障をきたすような状況におかれたりすることを防止することをめざしている。この法第2条では、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止についても規定している。さらに、法第25条により都道府県は、毎年度「高齢者虐待の状況の公表」を義務付けられ、高齢者虐待認知件数ゼロを目指している。

しかし法の意に反し、養介護施設従事者等による高齢者虐待認知件数は毎年増加している。2011年度96件と比べ2012年度は前年比1.57倍の151件である。高齢者虐待の防止には、法第25条「高齢者虐待の状況の公表」制度が有効に機能していないのではないかと推察する。そこで筆者が、養介護施設従事者等による高齢者虐待の公表項目に着目し分類したところ、公表に関する明確な統一規定がなく、その方法や内容には違いが認められた。特に「虐待行為とされた内容の公表」は2012年度5件(10.6%)であった。

藤本(2005)が「加害者は加害行為を行っているという認識をもてていないケースも多い」と指摘するように、個人によって虐待や暴力の認識がさまざまにとらえられる現状である。このことは、虐待なのか否かといった養介護施設従事者等による虐待と認識する域が広がり、グレーゾーンを助長させることが危惧される。そこで、養介護施設従事者等が、高齢者虐待を未然に防ぐためには具体事例を学び、共通認識を持つ必要がある。

田中・望月(2012)は、学ぶ機会があった者は法律と虐待の種類に関する理解があるとしている。また、法の理解は経験年数によって差がある点についても指摘しているが、この克服については述べられていない。李(2002)が社会福祉施設で職員による高齢者虐待が発生する背景要因のひとつとして、施設の職員配置基準が影響している点を指摘しているように、養介護施設従事者等による高齢者虐待発生の背景についても把握することが、再発防止や予防の取り組みにより反映しやすくなると考える。養介護施設従事者等による高齢者虐待は、顕在化した「不適切ケア」(柴尾2008)とされ、防止には「不適切なケアの段階で発見し、虐待の芽を摘む(研修仙台センター2009)」こととされる。具体的に必要なのは「個人の尊厳」としての人権教育を中核概念とした学習と、身体拘束禁止規定に基づく介護現場の具体的実践とを両輪とした、研修体制が構築されなければならないと考える。

2. 研究の目的

養介護施設従事者等による高齢者虐待認知件数は、毎年増加している。高齢者虐待防止法により虐待の状況の公表が各自治体

義務付けられているものの、各自治体における取り扱いの違いにより公表内容に差が生じている。このことが、本法の趣旨である再発防止の抑制となっていないのではないかと問題意識のもと、これら虐待の状況の公表を行う意味付けを再確認し、養介護施設従事者の支援を目的とする。高齢者虐待防止法は制裁を与えることを目的とするものではないことを学ぶとともに、組織マネジメントとして人権教育や身体拘束禁止プログラムが位置づけられると考える。本研究においては養介護施設従事者の虐待予防や再発防止につながる人材育成プログラムモデルの構築を目的とする。

3. 研究の方法

研究目的に述べた仮説を検証するために、以下の調査を行った。

(1) 都道府県に対する情報公開請求

- ・実施期間：2015年8月～12月
- ・開示請求期間：2006(平成18)年度分～2012(平成24)年度分
- ・開示請求内容：高齢者虐待防止法第22条による市町村長からの報告に関する事

(2) 養介護施設従事者に対する質問紙調査

- ・実施期間：2014年8月～9月
- ・調査対象：特別養護老人ホーム
老人保健施設
通所介護事業所
訪問介護事業所
グループホーム
- ・主な調査項目：
高齢者虐待の状況の公表認知度
不適切なケアの発生要因と防止
高齢者虐待の発生要因と防止
人権意識に関する事 など

(3) ケースメソッドによる高齢者虐待防止研修の試行

- ・実施期間：2015年6月～2016年11月
- ・調査対象：特別養護老人ホーム2か所
通所介護事業所1か所
行政機関1か所
- ・実施ケース：身体的虐待ケース
心理的虐待ケース
性的虐待ケース
金銭的虐待ケース
介護の放棄・放任ケース
合計5ケース

4. 研究成果

(1) 都道府県に対する情報公開請求

調査時点における養介護施設従事者による高齢者虐待が発生していない1県を除いて、全ての都道府県に対し、法第25条「高齢者虐待の状況の公表」の根拠となった市町村からの報告書の開示請求を行った。

その結果、行政文書の開示がなされた 549 件を都道府県ごとに、WEB で公表されている高齢者虐待の状況に照らしながら、WEB 上公表件数と開示された内容から確認できた件数が違っているという自治体はいくつか存在した。その理由のひとつに、行政文書の保存年限という壁が存在した。

養介護施設従事者による高齢者虐待は氷山の一角と表現されるが、それは内部通報がされないことや被虐待者が認知症などであり発見しにくいなど、特有の施設状況によるものだということが一般的な認識である。しかし、本調査の結果から見えてきたことは、WEB で公表されている判断件数は氷山の一角であり、その水面下には相当数の被虐待者がおり、複数の養介護施設従事者等により、複数の利用者に対して虐待がなされているなど、WEB 上のカウント数と実数が合致していない事実が明らかとなった。この状況は WEB からでは見えない情報となっていることが、より深刻な問題ととらえる必要がある。

(2) 養介護施設従事者に対する質問紙調査

平成 24 年度人口動態(市区町村別)データより、都道府県ごとに人口最多数の区市と人口最少の町村を抽出した。次に、厚生労働省介護サービス情報公表システムにより、抽出された人口最多自治体と人口最少自治体ごとに、該当自治体の介護事業所一覧から介護サービス事業所を 5 か所ずつ無作為に抽出した。その結果、人口最少自治体の調査対象事業所は 193 か所、人口最多自治体の調査対象事業所は 1175 か所で、総数は 1368 事業所となった。調査票はひとつの事業所につき 3 部発送したため、調査対象職員は 4104 名となった。人口の最少自治体の調査対象からの回収率は 28.2% (163 名)、人口最大自治体の調査対象からの回収率は 13.3% (463 名)となった。

回答者は、30 歳代 141 名 (30.5%)、40 歳代 116 名 (25.1%)、50 歳代 111 名 (23.9%) の順であり、職種は 6 割以上が介護職であった。経験年数の平均値は 10 年 6 カ月であった。

高齢者虐待の状況の公表を知っていると回答した者は 34.4%と低い現状がわかった。公表が業務にどのように役立っているかについては、事業所研修の資料として活用しているとの回答が最も多かった。

高齢者虐待発生要因の選択肢項目の上位 3 つは、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「人員不足や職員配置の問題による多忙さ」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」となった。高齢者虐待防止のために必要なことについて上位 3 つは、「職場全体で研修を行う」、「人員を増やす」、「施設長や事業所長による職員教育を強化する」となった。

養介護施設従事者等の人権感覚については、「利用者の個人の尊厳に対する意識」、「利

用者の言葉や身体表現による意思表示の尊重」、「利用者に対する差別のない対応」、「利用者の羞恥心への配慮」、「利用者の自己決定の尊重」の項目は、総じて意識している結果となった。反面「利用者の財産権の維持」、「利用者が求める施設運営に関する情報の開示」、「利用者の世界観や信条に対する配慮」、「利用者の宗教に対する配慮」、「実質的平等と形式的平等の違い」、「公共の福祉の意味」、「人権の種類や内容や体系」といったことは意識されにくいことが明らかとなった。

(3) ケースメソッドによる高齢者虐待防止研修の試行

高齢者虐待の 5 分類にそってケース教材を作成した。養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、他人事のようにとらえる傾向があるため、自分事として考え、日常に起こり得る虐待の芽に気づくことができるような教材を作成した。講義は行わず、参加者が主体となる研修方法を確立するために、ケースメソッドにより展開した。

実施した事業所種別は、特別養護老人ホーム 2 か所、デイサービス 1 か所、行政機関が主体となった介護リーダー対象 1 か所においてケースメソッドによる高齢者虐待防止研修を実施した。特別養護老人ホームでの実施は、参加者がケースごとに入れ替わることになったが、他は 5 ケース全てに同一参加者という条件で行った。

実施後アンケート結果は、ケースメソッドへの関心が高まり、学んだことが日常業務へ活用できるといった傾向が見られた。ケースメソッドによる研修に参加し、さまざまな立場からケースを考えることで、気づきが深まったことも実施後評価からわかった。

以上の結果から、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止については、従事者自身がいつでも起こり得るものと認識するために、研修方法として、講義による受動的な学びから、自ら考え研修に参加する能動的な学習が有効的であることが明らかとなった。

また、その研修の形としては、事業所全体で受講できることを多くの養介護施設従事者が望んでいる。しかし、小規模事業所ほど、事業所内での時間の確保に苦慮していることも明らかとなり、事業所の規模に関わらず研修時間の確保が可能となる労働環境改善も必要な事である。

養介護施設従事者が高齢者虐待防止のために必要としていることは、従事者個人の問題にしないこと、そのために働きやすくなる労働環境のための人員増と、職場全体の研修により職員相互機能を働かせていく環境を創りあげていくことであると考えられる。

今後は、ケースメソッドによる高齢者虐待防止研修を行う実践者養成をどのようにしていくかが課題である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

吉田輝美(2016)「韓国の老人虐待防止見聞録」高齢者虐待防止研究 12(1),60-68 頁
日本高齢者虐待防止学会 査読あり

吉田輝美(2016)「養介護施設従事者がとらえる高齢者虐待発生要因とその再発防止策」厚生労働省 63(6),33-40 頁(一般財団法人厚生労働統計 査読あり)

〔学会発表〕(計 3 件)

吉田輝美(2016/9/27)ケースメソッドによる高齢者虐待防止研修の実践報告～自由記述にみる参加者の変化～第24回日本介護福祉学会大会 長野大学(長野県長野市)

吉田輝美(2016/7/16)「養介護施設従事者による高齢者虐待防止研修実践の中間報告～ケースメソッド教授法による研修参加者の学び～」第13回日本高齢者虐待防止学会横浜大会 横浜市立大学金沢八景キャンパス(神奈川県横浜市)

吉田輝美(2015/9/27)「養介護施設従事者等がとらえる「不適切なケア」の内容分類」第23回日本介護福祉学会大会 金沢市文化ホール(石川県金沢市)

〔図書〕(計 1 件)

吉田輝美 ぎょうせい「介護施設で何が起きているのか 高齢者虐待をなくすために知っておきたい現場の真実」2016年 205 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉田 輝美 (YOSHIDA Terumi)
昭和女子大学・生活機構研究科・准教授
研究者番号：90517153